

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 章 通関業者の責任</p> <p>（審査委員等の意見聴取の取扱い）</p> <p>37-2 法第37条第 1 項に規定する処分に際しての審査委員等からの意見の聴取は、次により取り扱う。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 意見の聴取に当たっては、あらかじめ事件の内容その他処分の参考となる事項を説明したうえで、陳述の内容は的確に記録し、聴取した者及びこれに立ち会った者が記名を行う。</p> <p>なお、聴取する意見には処分を行うことの可否のほか、処分の軽重に関する意見を含む。</p> <p>(4) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 通関業者の責任</p> <p>（審査委員等の意見聴取の取扱い）</p> <p>37-2 法第37条第 1 項 <u>《処分の手続》</u> に規定する処分に際しての審査委員等からの意見の聴取は、次により取り扱う。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 意見の聴取に当たっては、あらかじめ事件の内容その他処分の参考となる事項を説明したうえで、陳述の内容は的確に記録し、聴取した者及びこれに立ち会った者が記名<u>押印</u>を行う。</p> <p>なお、聴取する意見には処分を行うことの可否のほか、処分の軽重に関する意見を含む。</p> <p>(4) （同左）</p>